

## 長野市災害危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、住民の生命の安全を確保するため、市が策定した事業計画に基づいて危険住宅を除却、解体又は曳家（以下「除却等」という。）して移転する者が行う災害危険住宅移転事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害危険住宅移転事業 国及び県の補助を受けて行う危険住宅除却等事業又は危険住宅に代わる住宅建設等事業をいう。

(2) 危険住宅 次に掲げる住宅をいう。

ア 長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）第2条第1項に規定する災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）に存する既存不適格住宅又はこの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告を行ったもの

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）に存する既存不適格建築物（居室を有するものに限る。）又はこの区域に存する建築物（居室を有するものに限る。）のうち、急傾斜地の崩壊等の発生により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告を行ったもの

(3) 最低基準 次にアからウまでに掲げる基準をいう。

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を満たすこと。

イ 外皮平均熱貫流率（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「省エネ基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)に規定する外皮平均熱貫流率をいう。）（単位は、1平方メートル1度につきワットとする。）の数值が0.5以下であること。

ウ 省エネ基準省令に準拠した評価方法により一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）を算出した場合において、再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量（省エネ基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。）が、基準一次エネルギー消費量（同号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。）から20パーセント以上削減されていること。この場合において、算出する一次エネルギー消費量は、暖房設備、冷房設備、機械換気設備、照明設

備及び給湯設備に係るものに限るものとする。

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、危険住宅の移転者とする。

(補助対象事業の種類、対象経費及び補助額)

第4 補助金の交付の対象となる事業の種類、対象経費及び補助額は、次の表のとおりとする。

事業の種類	対象経費	補助額
危険住宅除却等事業	危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費その他移転に伴う諸経費に要する費用	対象経費に10分の10を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、1戸につき、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知）附属第Ⅲ編イ-16-(12)-③がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等に規定する限度額（以下この表において「交付金要綱の限度額」という。）又は97万5,000円のいずれか低い額を限度とする。
危険住宅に代わる住宅建設等事業	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。以下この表において同じ。）をするために要する資金を金融機関その他の機関（以下「金融機関等」という。）から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用	対象経費に10分の10を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、1戸につき、交付金要綱の限度額を限度とする。
	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に伴う諸経費に要する費用（危険住宅に代わる住宅の建設又は購入をするために要する資金を金融機関等から借り入れた場合における当該借入金利子に相当する額の費用を除く。）	1戸につき、20万円

2 前項に規定する危険住宅に代わる住宅は、次に掲げる要件のいずれにも適合するものでなければならない。

(1) 最低基準に適合すること。

(2) 次に掲げる要件のいずれかに適合すること。

ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）第46条第4項に定める要件（この場合において、同項中「数値）を乗じて得た数値」とあるのは「数値）を乗じて得た数値に、更に1.25を乗じて得た数値」と、「数値を乗じて得た数値」とあるのは「数値を乗じて得た数値に、更に1.25を乗じて得た数値」とする。）に適合すること。この場合において、同項に規定する国土交通大臣が定める基準である木造建築物の軸組の設置の基準を定める件（平成12年建設省告示第1352号）の適用については、「必要壁量で」とあるのは、「必要壁量に1.25を乗じて得た数値で」とする。

イ 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）が等級2以上であること。

ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定を受けたものであること。

(3) 災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域の区域外に存すること。

(4) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する行為に係る住宅でなく、かつ、同条第5項の規定による公表に係る住宅でないこと。

（補助金の申請等）

第5 規則第3条に規定する申請書は、長野市災害危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 災害危険住宅移転事業計画書（様式第2号）

(2) 危険住宅に代わる住宅建設事業（購入）計画書（様式第3号）

(3) 除却等及び建設場所の位置図

(4) 危険住宅に代わる住宅の平面図

(5) 危険住宅に代わる住宅が第4第2項第1号及び第2号に適合することが確認できる書類

(6) 危険住宅及び周辺の状況が確認できる写真

(7) 住民票の写し

(8) 危険住宅除却等事業に要する費用が確認できる書類

(9) その他市長が必要と認める書類

（補助事業の内容の変更等）

第6 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市災害危険住宅移転事業変更承認申請書（様式第4号）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市災害危険住宅移転事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

（実績報告）

第7 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市災害危険住宅移転事業実績報告書（様式第6号）によるものとする。

- 2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 災害危険住宅移転事業実施状況調書（様式第7号）
  - (2) 危険住宅除却等事業費支払内訳書（様式第8号）
  - (3) 危険住宅除却等事業に係る請負契約書及び領収書の写し
  - (4) 危険住宅に代わる住宅の土地の購入に係る契約書及び領収書の写し
  - (5) 前号の土地の購入に要する資金の金銭消費貸借契約書の写し
  - (6) 危険住宅に代わる住宅に係る請負契約書及び領収書の写し
  - (7) 前号の住宅の建設に要する資金の金銭消費貸借契約書の写し
  - (8) 危険住宅に代わる土地の所有権移転登記簿及び建物の保存登記簿謄本
  - (9) しゅん工写真
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付請求書）

- 第8 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市災害危険住宅移転事業補助金交付請求書（様式第9号）によるものとする。

（補則）

- 第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成17年長野市告示第2号）

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成20年長野市告示第84号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年長野市告示第14号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（平成26年7月24日長野市告示第530号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年12月27日長野市告示第650号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則（令和5年7月13日長野市告示第462号）

この要綱は、告示の日から施行する。

長野市災害危険住宅移転事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

補助金 年度において、災害危険住宅移転事業を下記のとおり実施したいので、  
円を交付してください。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業の実施計画
- 4 補助事業の完了予定年月日
- 5 関係書類
  - (1) 災害危険住宅移転事業計画書（様式第2号）
  - (2) 危険住宅に代わる住宅建設事業（購入）計画書（様式第3号）
  - (3) 除却等及び建設場所の位置図
  - (4) 危険住宅に代わる住宅の平面図
  - (5) 危険住宅に代わる住宅が長野市災害危険住宅移転事業補助金交付要綱第4  
第2項第1号及び第2号に適合することが確認できる書類
  - (6) 危険住宅及び周辺の状況が確認できる写真
  - (7) 住民票の写し
  - (8) 危険住宅除却等事業に要する費用が確認できる書類
  - (9) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5関係）

災害危険住宅移転事業計画書

氏 名		
危険住宅所在地名地番		
危険住宅除却等事業	面 積 (㎡)	
	予定年月日	
	除却費 (円)	
危険住宅に代わる住宅建設等事業	土 地	移転先地名地番
		面 積 (㎡)
		金融機関等名
		融資額 (円)
		利 率 (%)
		期 間
		利子額 (円)
	建 物	住宅面積 (㎡)
		着工予定年月日
		完了予定年月日
		金融機関等名
		融資額 (円)
		利 率 (%)
		期 間
利子額 (円)		
摘 要		

様式第3号（第5関係）

危険住宅に代わる住宅建設事業（購入）計画書

1 建築主

2 建設（購入）場所 長野市

3 敷地面積及び地目

4 建築面積 平方メートル

5 延べ面積 平方メートル

6 建物概要

区分	構造及び仕上げの大要
基礎	
屋根	
外壁	
内壁	
天井	
床	

7 工事費内訳

工事名	金額（円）	摘要
基礎工事		
木工事		
屋根工事		
左官工事		
建具工事		
雑工事		
諸経費		
計		

8 住宅及び土地の購入

(1) 住宅の購入金額 円

(2) 土地の購入金額 円

様式第4号（第6関係）

長野市災害危険住宅移転事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた  
年度災害危険住宅移転事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認  
してください。

記

- 1 補助事業の種類
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 その他



様式第5号（第6関係）

長野市災害危険住宅移転事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた  
年度災害危険住宅移転事業の内容を下記のとおり中止（廃止）したいので、承認してください。

記

- 1 補助事業の種類
- 2 補助事業を中止（廃止）する理由
- 3 補助事業の進捗状況
- 4 補助事業を中止する期間及び補助事業の完了予定年月日
- 5 その他

様式第6号（第7関係）

長野市災害危険住宅移転事業実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた 年度災害危険住宅移転事業を下記のとおり実施しましたので、関係書類を添えて提出します。

記

1 補助事業の種類

2 補助事業の完了年月日

3 関係書類

- (1) 災害危険住宅移転事業実施状況調書（様式第7号）
- (2) 危険住宅除却等事業費支払内訳書（様式第8号）
- (3) 危険住宅除却等事業に係る請負契約書及び領収書の写し
- (4) 危険住宅に代わる住宅の土地の購入に係る契約書及び領収書の写し
- (5) 前号の土地の購入に要する資金の金銭消費貸借契約書の写し
- (6) 危険住宅に代わる住宅に係る請負契約書及び領収書の写し
- (7) 前号の住宅の建設に要する資金の金銭消費貸借契約書の写し
- (8) 危険住宅に代わる土地の所有権移転登記簿及び建物の保存登記簿謄本
- (9) しゅん工写真

様式第7号（第7関係）

災害危険住宅移転事業実施状況調書

1 危険住宅除却等事業

氏名	除却面積（㎡）	除却年月日	摘要

2 危険住宅に代わる住宅建設等事業

氏名	土地				
	金融機関等の名称	融資額（円）	期間	利率（％）	利子額（円）
氏名	建物				
	金融機関等の名称	融資額（円）	期間	利率（％）	利子額（円）

様式第8号（第7関係）

危険住宅除却等事業費支払内訳書

氏 名		
着 手 年 月 日		
完 了 年 月 日		
撤 去 費	支 払 額	円
	支払年月日	
	支 払 先	
動産移転費	支 払 額	円
	支払年月日	
	支 払 先	
跡地整備費	支 払 額	円
	支払年月日	
	支 払 先	
仮住居費	支 払 額	円
	支払年月日	
	支 払 先	
その他移転 に 伴 う 諸 経 費	支 払 額	円
	支払年月日	
	支 払 先	
計		円

様式第9号（第8関係）

長野市災害危険住宅移転事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所  
氏 名  
連絡先（電話）  
〔 法人等にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあつた  
年度補助金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 確定額 円  
2 請求額 円  
3 送金先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協		支店 支所 出張所										
	預金種別		口座番号 (右詰めで記入してください。)										
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号 (右詰めで記入してください。)										